

(お知らせ)

令和2年4月28日  
教育委員会  
(総務課：222-3768)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための市立学校・園の 臨時休業期間の延長と学習保障の取組について

本市では、全市立学校・幼稚園において4月10日(金)から5月6日(水)までを臨時休業期間としておりますが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日(木)以降の対応について、児童生徒や保護者等への周知期間を確保し、各家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、子どもたちへの学習保障に向けた取組の充実を図りつつ、当面、下記のとおり臨時休業期間を延長することとします。

### 記

#### **1 臨時休業の延長期間等**

##### **(1) 延長期間**

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を、**5月17日(日)**まで延長します。

なお、5月18日(月)以降については、国の緊急事態宣言の延長の有無や本市域の感染状況等を踏まえ、改めて、決定します。

**(2) 特例預かり等の実施について** <幼稚園, 小学校, 義務教育学校(前期課程), 総合支援学校>  
ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力を呼びかけつつ、引き続き実施します。

#### **2 学習保障に向けた取組**

引き続き、家庭訪問や電話等により、週に1回程度、児童生徒等の健康観察や学習状況等を確認するとともに、そうした機会や各家庭へのポスティング、ホームページ等での発信により、**必要な学習課題の提示・指導や情報発信**等を行います。

また新たに教育委員会から学校に対して、各教科等・各単元等の、主に**4・5月に学習する予定の内容をまとめた家庭学習の課題例を提示**し、各校で必要に応じて再構成したうえで、家庭学習課題として活用します。

幼稚園については、**運動遊びや読聞かせ等に活用できる動画(DVD)**を作成し、**保護者に配布**します。

#### **3 中学・高等学校生徒向けの相談窓口の設置について**

休業期間が長期にわたることを踏まえ、**市立中学校(義務教育学校後期課程を含む)、高等学校生徒向けに、5月7日(木)から6月7日(日)の17時から22時の期間・時間帯で、LINEを通じた相談窓口「京(みやこ)SNS相談」を開設**します。

なお、これまでから各家庭には、子どもが長期間自宅で過ごすこと等により、精神的不調の心配がある場合の相談窓口として、こども24時間ホットライン(351-7834)を案内しています。